

令和6年度 筑北村交通安全推進協議会の活動計画

1 活動目的

交通ルールを守り正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、村民の交通安全意識を高め、推進機関・団体が連携して交通安全対策を推進し、交通事故のない安全で快適な生活の実現を目指す。

2 スローガン 【 信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道 】 R3～R7 (長野県交通安全運動推進計画スローガン)

3 重点事項

(1) 高齢者の交通事故防止

交通事故が減少傾向にある中において交通事故死者の6割を高齢者運転が占めているほか、高齢運転者が第1当事者となる交通死亡事故の割合は3割にせまる状況となっており、高齢者の免許保有率が上昇している状況を鑑みれば、今後は高い割合で推移することが予想されることから、高齢者に関する事故に対する総合的な対策として、次の事項を推進する。

- 家庭、地域、職場等における高齢運転者への声かけや高齢歩行者保護活動の促進
- 医療機関、行政窓口等における高齢者交通安全対策の推進
- 運転時の一時停止交差点等における「止まる・見る・確認する」、歩行・横断時における「止まる・見る・目立つ」の徹底
- 運転免許証自主返納制度の周知と高齢運転者標識の普及促進
- サポートカーの普及促進

(2) 通学路・生活道路の安全確保と歩行者保護の徹底

通学路・生活道路における交通事故防止と子供、高齢者、障がい者等の交通弱者保護意識を徹底するため次の事項を推進する。

- 地域、学校、保護者、行政等が連携した継続的な通学路合同点検の推進及び対策案の検討
- 通学路における見守り活動や交通指導取締りの実施
- 通学路・生活道路や園児の移動経路の安全性を高めるための、道路環境整備と交通規制の実施
- 園児・児童・生徒、高齢者等を対象とした、安全な歩行や自転車利用等の交通安全教育による正しい交通ルールの浸透
- 幹線道路から通学路・生活道路への流入抑制（抜け道対策）及び速度抑制対策の推進
- 交差点等における安全確認の徹底と運転者に対する歩行者保護意識の醸成
- 横断歩道におけるルールの遵守とマナーアップ行動の実践

(3) 自転車の安全利用の推進

自転車利用者の交通安全意識を高め、新自転車安全利用五則を含めた交通ルールの遵守や、損害賠償保険加入等自転車の安全利用を促進するほか、令和5年4月より努力義務化された自転車乗用時におけるヘルメット着用が当たり前となる状況を目指すとともに特定小型原動機付自転車の安全利用を図るため、次の事項を推進する。

- 交通ルール遵守の徹底とマナー向上対策の推進
- 違反行為に伴う罰則、危険走行による交通事故のリスク等、自転車利用者が負うべき社会的責任の周知徹底及び悪質・危険な利用者に対する指導の推進
- 小学生、中学生、高校生、一般、高齢者等、ライフステージに応じた交通安全教育活動の推進
- 幼少期からの安全利用の教育と保護者（大人）の安全意識の醸成
- ヘルメットの購入に係る支援制度の周知・活用と着用促進に係る広報・啓発活動の強化
- 自転車加害事故による賠償責任に対応するための賠償責任保険への加入義務の広報徹底
- 自転車運転者講習制度の周知と的確な運用
- 自転車通行環境整備の推進
- 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に関する交通ルールの周知

(4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトの着用率は年々向上してきたが、四輪乗車中死者の53.3%が非着用で、非着用者の致死率(4.3%)は、着用者(0.16%)の26.9倍となっており、依然として低い後部座席の着用率の向上など、全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を徹底するため、次の事項を推進する。

- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシート着用の重要性・効果の周知徹底
- シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の広報の実施
- 家庭・職場等における着用チェックの推進
- 行政、関係機関が連携した定期的な着用率調査の実施と結果公表
- シートベルト・チャイルドシート非着用に対する指導取締りの推進

(5) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時から夜間にかけて、横断歩行者や自転車が関わる交通事故が多発しているほか、夜間の死者が全体の約4割を占めていることから、次の事項を推進する。

- 夕暮れ時の早めのライト点灯と、夜間の減速運転及びハイビームの適切な活用の励行
- 夜間の交通事故実態及び危険性を周知するための交通安全教育、広報啓発活動の推進
- 歩行者・自転車利用者に対する夜光反射材・自発光材の普及と利用促進
- 道路照明・自発光式道路鋸・高輝度標識等の設置、信号機のLED化など交通安全施設の整備促進

(6) 飲酒運転等の根絶

飲酒運転・妨害運転は、死亡事故やひき逃げ等の重大事故に直結することから、これら悪質・危険な運転行為による交通事故を根絶するため、次の事項を推進する。

- 飲酒運転、妨害運転は危険性の高い悪質な犯罪であるという 意識認識の徹底とその代償の周知
- 家庭、地域、職場などにおける飲酒運転等をさせない、許さない環境づくりの促進
- 飲酒の機会における公共交通機関・自動車運転代行等の利用の促進
- 飲酒運転に係る車両等・酒類の提供禁止、同乗の禁止の周知
- ドライブレコーダーの普及促進

4 季節別の運動

名 称	期 間
春の全国交通安全運動	4月6日(土)から4月15日(月) (10日間)
夏の交通安全やまびこ運動	7月11日(水)から7月20日(土) (10日間)
秋の全国交通安全運動	9月21日(水)から9月30日(金) (10日間)
年末の交通安全運動	12月15日(日)から12月31日(火) (17日間)

- 各運動期間初日等に「出発式」を実施。交通安全協会と連携して、国道403号や駅前等街頭啓発活動を実施する。

出発式実施(予定)日

4月5日(金)、7月11日(木)、9月20日(金)、12月13日(金)

※運動初日が休日の場合は、国道通行車両、駅利用者の多い平日に前倒しして実施

5 啓発日

名 称	実施日
交通安全の日	毎月 5日と20日
シートベルト・チャイルドシート啓発の日	毎月 4日、14日、24日
二輪車交通安全の日(全国統一バイクの日)	8月19日
自転車の日	5月 5日

- 毎月5日と20日の交通安全の日を基本に、広報や交通安全協会による交通安全街頭啓発活動を実施する。

6 高齢者交通安全重点対策

- 高齢者の交通安全教室

高齢者が集まる行事・イベントなどにあわせて交通講和や反射材の配布等を実施

7 推進対策

(1) 実施計画の策定及び実施

推進機関・団体（協議会構成団体等）は、それぞれ推進責任者を定め、実情にあった運動を計画し、各運動への参加意識を高めるとともに実践を図る。

(2) 連携の強化

推進機関・団体（協議会構成団体等）は、連携を保って効果的な交通安全運動を展開する。

(3) 広報活動の推進

村広報誌や放送等のあらゆる広報媒体を活用して、交通事故の発生状況や交通安全運動の重点等を広報し、交通安全啓発を進める。

8 緊急対策等

(1) 交通死亡事故多発非常事態宣言、交通死亡事故多発警報

長野県交通安全運動推進本部より発令された場合、交通死亡事故防止対策を推進し、死亡事故の抑制に努める。

(2) 交通死亡事故抑止緊急対策

交通死亡事故が例年に比べ相当早いペースで発生、又は一定期間連続して発生して、村民の日常生活に大きな脅威を与える事態に至った場合は「筑北村交通安全条例」に基づき非常事態宣言を発令し、交通死亡事故防止対策を推進し、死亡事故の抑止に努める。

9 運動の展開

(1) 主体別の重点実践事項

主 体	重点実践内容
運転者	<p>運転者としての社会的責任を自覚して、交通ルールを守ることはもとより、歩行者等への思いやりの心や運転者相互の譲り合いの心を持ち、交通マナーを高め、常にゆとりを持って安全運転に努める。</p> <ol style="list-style-type: none">1 「人優先」の交通安全思想の普及と交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの実践2 歩行者、障がい者等の交通弱者保護意識の徹底及び道路環境に応じて速度を抑制した安全な走行の徹底3 横断歩道手前での減速及び歩行者等の有無の確認、並びに横断歩行者がいる場合の一時停止の徹底4 夕暮れ時の早めのライト点灯と昼間点灯用 LED ライトの活用の推進5 夜間における減速運転とハイビームの適切な活用の励行6 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底7 「飲酒運転四(し)ない運動」（飲んだら乗らない・乗るなら飲まない・乗る人に飲ませない・飲んだ人に運転させない）の実践8 運転中の携帯電話等の使用及びカーナビゲーション・スマートフォン等の画面注視禁止の徹底

主 体	重点実践内容
運転者	<p>9 妨害運転等の悪質・危険な運転行為の防止</p> <p>10 交差点等における早めの合図と正しい右左折の徹底</p> <p>11 強引な右折の禁止とゆずれ合って道路を利用する思いやり運転の推進</p> <p>12 高齢運転者の身体機能の変化などに応じた運転技能の知識習得の実践</p> <p>13 高速道路利用時における「早め休憩」と高速道路における緊急時の3原則（路上に立たない、車内に残らない、安全な場所に避難する）の徹底</p> <p>14 踏切における一時停止・確実な安全確認の励行と、トラブル時には、ためらうことなく非常ボタンを押すなどの踏切事故防止の徹底</p> <p>15 自転車乗車用ヘルメットの購入等に係る支援制度の活用と着用の徹底</p> <p>16 新自転車安全利用五則の周知と、道路環境に応じた安全な通行の徹底</p> <p>① 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先</p> <p>② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認</p> <p>③ 夜間はライトを点灯</p> <p>④ 飲酒運転は厳禁</p> <p>⑤ ヘルメットと着用</p> <p>17 自転車加害事故による賠償責任に対応するための賠償責任保険等加入促進</p> <p>18 高齢運転者標識表示の呼び掛けと高齢運転者への思いやり運転の推進</p>
家 庭	<p>交通安全に果たす家庭の役割を再認識し、家族で交通安全について考える「交通安全は家庭から」の定着を図る。</p> <p>1 「交通安全の日(毎月5日、20日)」を中心に、交通安全や交通事故防止、自宅近くの危険箇所、自転車の安全利用等について、家族での話し合いの実践</p> <p>2 子供、高齢者に対する外出時の交通安全についての声かけや注意喚起の実践</p> <p>3 「飲酒運転四(し)ない運動」の実践</p> <p>4 薄暮時から夜間外出の際の反射材、自発光材の活用の促進</p> <p>5 道路や駐車場では幼児の手を離さないなど、幼児の立場に立った安全確保の実施</p> <p>6 高齢運転者への声かけや注意喚起、運転免許証の自主返納制度についての話し合いの実践</p> <p>7 妨害運転等の悪質・危険な運転行為の防止</p> <p>8 自転車の点検整備の励行、自転車点検整備済証(TSマーク)の普及及び自転車損害賠償保険等の加入義務の周知、自転車乗車用ヘルメットの購入等に係る支援制度周知・活用と着用促進に係る広報・啓発活動の強化</p> <p>9 シートベルト全座席着用・チャイルドシート使用の促進</p>
地 域	<p>関係機関・団体と地域住民が一体となって運動を展開する。</p> <p>1 高齢者等の重点対象を指定した対策や、地域の交通事故実態等の地域特性に応じた交通事故防止活動の推進</p> <p>2 子供、高齢者の見守り活動等を通じた交通安全意識の醸成</p> <p>3 交通安全教室・大会等への参加と高齢者への交通安全啓発の推進</p> <p>4 通学路、生活道路等の交通危険箇所、交通安全施設に対する継続的な点検・整備の実施と道路管理者等への提言</p>

主 体	重点実践内容
地 域	5 高齢者に対する保護誘導活動の推進 6 地域と酒類提供業者等が一体となった飲酒運転の根絶 7 暴走をしない・させない・見に行かない地域環境の構築と、暴走行為の通報による暴走族追放気運の醸成 8 生活道路の除雪や路上駐車等の排除等、適正な交通環境の確保 9 高齢運転者への声掛けや注意喚起、運転免許証の自主返納制度についての話し合いの実践 10 妨害運転等の悪質・危険な運転行為の防止とドライブレコーダーの有効活用 11 自転車乗車用ヘルメットの購入等に係る支援制度周知・活用と着用促進に係る広報・啓発活動の強化
職 場	事業者、安全運転管理者、運転管理者等による安全管理を徹底することにより交通安全意識の高揚を図る。 1 朝礼、点呼、行事等における安全運転指導の実施 2 交通安全の研修会等の開催 3 飲酒時の運転者管理の徹底 4 シートベルト着用状況の点検及び指導の徹底 5 運転記録証明書(SDカード)を活用した安全運転管理 6 運転適性診断、危険予測訓練、運転記録証明書等を活用した個別指導の実施 7 暴走行為・ローリング行為等、無謀運転追放の徹底 8 高齢運転者への声掛けや注意喚起、運転免許証の自主返納制度についての話し合いの実践 9 妨害運転等の悪質・危険な運転行為の防止とドライブレコーダーの普及促進 10 自転車乗車用ヘルメットの購入等に係る支援制度周知・活用と着用促進に係る広報・啓発活動の強化
学 校	生命尊重の理念に立って、的確に判断し安全に行動できる交通社会人の育成を目指し、児童生徒の発達段階に応じた交通安全教育を推進する。 1 交通安全教育指針及び学習指導要領に基づく交通安全教育の実践 2 学校、家庭、地域、交通安全推進団体等と連携した交通安全教室等の開催 3 家庭・地域・行政と連携した、継続的な通学路合同点検及び対策案の検討 4 交差点・横断歩道・踏切等の交通要点と危険個所における歩行者・自転車運転の児童・生徒に対する指導の実施 5 登下校時における交通要点と危険箇所での歩行者・自転車利用者に対する指導の実施 6 正しい自転車の乗り方指導の実施とヘルメットの購入等に係る支援制度周知・活用と着用促進に係る広報・啓発活動の強化 7 自転車の点検整備の励行と自転車点検整備済証(TSマーク)の普及及び自転車損害賠償保険等への加入義務の周知 8 児童会、生徒会による交通安全自主活動の展開 9 指導力向上のための交通安全教育指導研修会等の開催

主 体	重点実践内容
保育園	<p>幼児期に、正しい交通安全行動を身に付けさせるための交通安全教育を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的な交通ルールを習得させるための、体験を取り入れた分かりやすい交通安全教育の実施 2 参観日等各種行事や連絡帳等を通じた保護者への啓発の推進 3 送迎時のチャイルドシート使用の徹底 4 保護者・関係者等が率先して子どもの見本となる、正しい交通安全行動の実践 5 幼児を自転車に同乗させる際のヘルメット着用努力義務化の周知と着用の徹底 6 道路や駐車場では幼児の手を離さないなど、子どもに対する安全確保の実践 7 自転車の基本的な特性を理解させるため、幼児からの自転車安全教育の推奨 8 関係機関と連携した、継続的な園児移動経路の安全性の確認の実施

(2) 関係機関・団体の主な実施計画

機関・団体	主な実施計画
村 (道路管理者含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通ルールの遵守と交通マナーの醸成に向けた諸対策の展開 2 関係機関・団体と連携した総合的な高齢者交通安全対策の推進及び運転免許証の自主返納者支援施策の推進 3 関係機関・団体と連携した高齢者宅家庭訪問、地区を指定した交通安全対策等、高齢者の交通事故防止対策の推進 4 幼児から高齢者までの各世代に応じた参加・体験・実践型交通安全教育の推進 5 交通公園やグラウンド等を利用した自転車教室の開催及び自転車乗車用ヘルメットの購入等に係る支援制度周知・活用と着用促進に係る広報・啓発活動の強化 6 交通安全運動の参加呼びかけと各種イベントを活用した広報活動の展開 7 死亡・重大事故発生時の現地診断による再発防止対策の実施 8 関係機関と連携した通学路合同点検の実施と対策案の検討 9 トラクター等の農作業車による交通事故防止対策の推進 10 除雪車や凍結防止剤散布車等の稼働による道路の安全確保と同車両による交通事故防止対策の推進 11 シートベルト・チャイルドシートの着用調査及び全席着用に向けた広報啓発活動の推進 12 乳幼児健診等の機会を活用した幼児交通事故防止及びシートベルト(後部座席)着用率、チャイルドシート使用率向上対策の推進 13 夜間事故防止を図る夜光反射材・自発光材の普及と活用の促進 14 研修会等による交通指導員、高齢者交通安全リーダーの育成及び街頭指導活動の推進(県が行う各種交通安全リーダー研修会への積極的参加) 15 飲酒運転等の悪質・危険運転の追放と暴走族追放気運の醸成 16 交通事故多発道路及び危険箇所等の交通安全施設整備の促進 17 安全運転サポート車(サポカー)の普及促進 18 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)に関する交通ルールの周知

機関・団体	主な実施計画
<p>村 (道路管理者含む)</p>	<p>17 道路パトロールによる交通安全施設の点検・整備の推進 18 高齢者等交通弱者に配慮した道路環境づくりの推進 19 「交通安全の日」における街頭活動の推進 20 安全運転サポート車の普及促進</p>
<p>教育委員会</p>	<p>1 児童、生徒の発達段階に応じた交通安全教育の推進 2 交通安全教育指導者の指導力の向上を図る研修会等の開催 3 高校生の二輪車実技講習会の周知と全生徒への交通安全教育の実施 4 自転車利用者に対する交通ルールの遵守と自転車乗用時のヘルメット着用の徹底及び交通マナーの実践指導の推進 5 自転車加害事故に対応する保険等への加入推奨 6 児童会、生徒会の交通安全自主活動への支援 7 交通事故ゼロチャレンジ事業への協力 8 通学路交通安全プログラム」による関係機関と連携した通学路合同点検の実施と対策案の検討 9 登下校中の児童・生徒が当事者となった交通事故について、関係機関と連携した合同点検の実施と、再発防止対策の推進 10 小学生が主体的に取り組む「僕たち・私たちの交通安全宣言」事業への積極的取り組み 11 シートベルト着用の重要性を児童・生徒等へ周知 12 スクールバスの発達段階に応じた適切な乗車（シートベルト着用含む）、スクールバスの乗降車等における交通安全教育の推進</p>
<p>警察</p>	<p>1 交通安全「私から！」運動の推進 2 関係機関・団体と連携した高齢者宅家庭訪問、高齢者モデル地区等における交通安全対策等、高齢者の交通事故防止対策の推進 3 参加・体験・実践型高齢者交通安全教育の推進 4 「交通安全の日」における街頭活動の推進 5 安全運転相談と臨時適性検査の効果的な運用 6 認知機能検査の結果を踏まえた、より効果的な高齢運転者対策の推進 7 運転免許証自主返納制度の周知と自治体等に対する支援施策要請の推進 8 関係機関・団体と連携した交通事故ゼロチャレンジ事業の推進 9 横断歩道のルールの遵守とマナー向上対策の推進 10 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の推進 11 「飲んだら泊まってって作戦」（飲酒運転根絶キャンペーン）の展開 12 交通安全教室等あらゆる機会を通じた「夜光反射材・自発光材」活用の促進 13 夕暮れ時の早めのライト点灯と夜間の減速運転及びハイビームの適切な活用の周知啓発の推進 14 飲酒運転・妨害運転等の悪質・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進 15 通学路・生活道路における速度超過・横断歩行者妨害・通行禁止違反等の交通取締りの推進</p>

機関・団体	主な実施計画
警察	<ul style="list-style-type: none"> 16 自転車運転者に対する正しい通行ルール等の周知や、自転車乗車用ヘルメットの着用の推進 17 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に関する交通ルールの周知 18 暴走族の徹底検挙と関係機関・団体及び地域と連携した暴走族を許さない環境づくりの推進 19 自転車運転者に対する正しい通行ルール等の周知や、自転車乗用時のヘルメットの着用の徹底 20 自転車運転者の違反行為に対する指導・警告の強化と危険性の高い違反の取締り 21 安全で快適な自転車利用環境の創出 22 「ゾーン30プラス」「歩車分離式信号」の整備による、通学路及び生活道路における交通安全対策の推進 23 関係機関と連携した通学路合同点検の実施と対策案の検討 24 交通安全施設の整備 25 交通死亡事故発生に伴う緊急対策の実施及び現地診断結果等に基づく再発防止対策の推進
交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> 1 関係機関・団体と連携したシートベルトとチャイルドシート着用の広報や街頭指導等交通安全活動の実施 2 夕暮れ時の早めのライト点灯の広報と指導の実施 3 「あおり運転」防止のための啓発活動 4 自転車の交通ルール・マナー、ヘルメットの購入等に係る支援制度の活用と着用促進に係る広報・啓発活動の強化と交通安全教室の推進 5 交通安全功労者等の表彰 6 夜光反射材の活用及び視認性の高い服装の着用推進 7 「飲酒運転四(し)ない運動」「ハンドルキーパー運動」の広報及び交通安全教育等の推進 8 関係機関と連携した通学路合同点検の実施と対策案の検討 9 交通安全意識高揚のための各種広報の推進 10 交通安全啓発器材等の設置及び管理の推進 11 高齢者の交通安全教室への協力
シニアクラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> 1 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進及び交通安全教室等への参加促進 2 高齢運転者標識の普及 3 夕暮れ時の早めのライト点灯と昼間点灯用 LED ライトの普及 4 自転車乗車用ヘルメット購入等に係る支援制度の活用と着用促進に係る広報・啓発活動の強化 5 明るい服装の着用の呼びかけと夜光反射材・自発光材の活用促進 6 高齢運転者への声掛けや注意喚起、運転免許証の自主返納制度の周知 7 安全運転サポート車の活用や、後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置の活用

交通安全年間スローガン


- 今日もまた あなたの無事故 待つ家族 [同乗者を含む運転者向け]
- 身につけよう 交通ルールと ヘルメット [歩行者・自転車利用者向け]
- わたるまえ わすれずかくにん みぎひだり [こども部門]

今、行動のとき

交通安全「私から！」

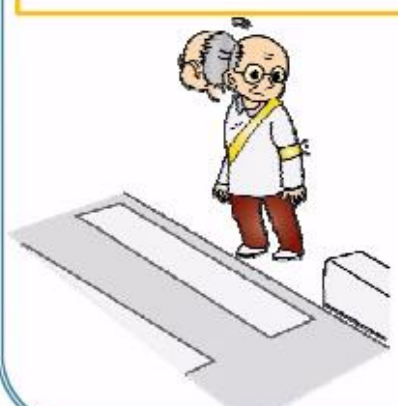
歩行者の皆さんは

- 止まる**
 - 必ず止まる
- 見る**
 - 左右をしっかり見る
- 目立つ**
 - 明るい服装、反射材で存在をアピール



ドライバーの皆さんは

- 指さし確認**
 - 「目」と「指さし」で重ねて確認 (ハンドルは握ったまま)
- 早め点灯**
 - 暗くなり始めたら早めのライトオン
- シートベルト**
 - スタート合図は「ベルトした？」



筑北村交通安全推進協議会

(事務局：筑北村総務課)